

(参考)

仕様書

1 件名

新宿区ケアプランデータ連携システム導入支援事業業務委託

2 事業目的

区内の介護保険サービス事業所における（公社）国民健康保険中央会が運営するケアプランデータ連携システム（以下「連携システム」）の導入及び活用を促進するため、システム導入から活用までの伴走支援等を実施し、介護現場の生産性向上と労働環境の改善による人材確保・定着及び介護サービスの質の向上を図る。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

区指定の場所

5 委託業務

受託者の主な業務は次に掲げるものとする。

（1）事業の周知

区内の介護保険サービス事業所に対し、事業の実施内容、導入効果等の本事業の周知を行うこと。また、関連団体の会議等で、必要に応じて事業説明を行うこと。

① 区専用ホームページ（サポートサイト）の開設・運用

区内介護サービス事業所向けに動画等を活用した区専用ホームページ（サポートサイト）を開設すること。掲載内容については、最新の内容となるよう随時更新を行う等の管理運用を行うこと。

② 広報用チラシ等の作成、配布

本事業の実施内容を記載した「事業周知用チラシ」を作成し、対象事業所に送付すること。チラシ送付については、区が提供するリストに基づき郵送、FAX、Eメールすべての方法で行うこと。なお、郵送については、区名称・ロゴ入り封筒の作成を受託者にて行い、郵送前に区に事前確認を行うこと。この場合の配布費用（封筒等作成費用も含む）は委託経費に含めるものとする。

③ 電話または訪問による個別周知

対象事業所が本事業の実施を知り、興味・関心を持つことを目的として、事業の実施内容（サポートデスク開設、個別支援、研修開催）や効果等について、区内介護保険サービス全事業所（約350事業所）に電話または訪問による直接的な個別アプローチを行うこと。

（2）導入支援のための取組み

(参考)

説明会と研修会（セミナー）の開催

本事業に対する関心を高め、連携システム導入に向けた意識醸成や理解促進を図ることを目的として合計8回以上開催すること。

また、以下の内容を必ず含むこと。

- ・連携システム活用等による区内介護サービス事業所のICT活用、生産性向上に資する内容
- ・主要介護ソフトベンダーと連携した連携システム活用に関する内容
- ・事業所同士の連携やつながりを深め、連携システム導入促進に資する内容

① 実施形式

対面式、オンライン形式または対面式とオンライン形式を併用したハイブリッド形式とすること。オンライン形式及びハイブリット形式とした場合には、（1）①記載のサポートサイトにアーカイブ動画を掲載すること。また、区内地域センター等区立施設を会場として使用する場合、会場費用は発生しないものとする。

② 周知

区が提供するリストに基づきFAX及びEメールで行うこと。また、2回以上郵送でも実施すること。郵送の際は、区名称・ロゴ入り封筒の作成を受託者にて行い、郵送前に区に事前確認を行うこと。この場合の配布費用（封筒等作成費用も含む）は委託経費に含めるものとする。

（3）伴走支援の実施

① ヘルプデスクの設置及び電話等による支援

本事業や連携システム導入方法等について、対象事業所が問合せや相談ができるヘルプデスクを設置し、事業所が問合せしやすい方法・時間帯にて運営すること。

② 個別相談支援

システムの導入に関して、希望する事業所に個別の相談支援を行うこと。相談にあたっては、導入や導入後の活用についての課題や困りごとを事業所にヒアリングし、課題解決に向けた助言や提案を行う等、円滑な導入・活用に向けて丁寧な支援を行うこと。

個別相談の回数は1事業所、平均3回程度とし、全300回程度現地訪問及びオンラインにより実施する。また、対象事業所の求めや状況に応じて、リモート操作による支援にも対応すること。

（4）効果検証及び成果物

① 導入効果の調査・検証

本事業による効果や影響の検証・分析を行うため、個別相談支援を行った事業所へ導入したことによる効果や影響（業務時間や経費等）を個別に調査すること。調査は、導入の前後に行い、システムを活用したことによる効果を具体的に測れるよう対応すること。

② 好事例集の作成

ヒアリング等の調査結果を分析し、効果的な事例について、事例集を作成すること。対象の全事業所に送付し、導入事業所の活用支援を図るとともに、未導入の事業所に導入を

(参考)

促すための周知・啓発を行うこと。成果物は、紙媒体及び電子媒体（P D F データ等）で納品すること。

(5) その他業務に関するこ

① 業務報告

受託事業者は、本事業の円滑な実施のため、以下について報告すること。

- ・実施報告

説明会、研修会（セミナー）開催の都度、参加者情報を集計し速やかに報告すること。

- ・アンケート調査

説明会、研修会（セミナー）開催の都度、参加者に対してアンケート調査を実施し、集計結果を整理し速やかに報告すること。アンケートの内容については、実施前に区の承認を得ること。

また、月1回程度、事業の実施状況について業務報告を行うこと。なお、書面や対面等、実施方法については適宜区と協議すること。

② 事業報告等

受託事業者は、履行期間における業務完了後、速やかに業務の実施状況及び効果について検証、評価を行い、下記の書類を作成の上、区に提出すること。

- ・効果検証調査報告

（4）の対象事業所全データ及び検証、評価結果についての報告書

- ・委託完了届

③ その他区が求める事業成果報告書等

その他、区が業務の途中経過、実績について報告等を求めた場合、速やかに応じること。

6 実施体制

受託者は、区との情報共有、進捗・課題管理等を行う業務責任者を配置すること。また、伴走支援業務については介護支援専門員、介護福祉士等の介護サービスに係る資格を有する者を当該業務従事者の3割を超える割合で配置するほか、業務遂行体制を明らかにし、本事業に必要な能力及び経験を有する者を十分配置すること。

7 委託料

（1）委託料は本事業の遂行に要する一切の経費を含むものとする。

（2）区は、委託業務の完了検査後、受託者の請求書に基づき、委託料を支払うものとする。

8 注意事項

（1）受託事業者が本業務の遂行に当たり知り得た情報、発生した著作権等は、すべて区に帰属させるものとする。

（2）区は、受託者に対し、委託業務について随時報告を求め、また調査を行い改善の必要があると認められるときには、是正を求めることができるものとする。

(参考)

- (3) 受託者は、必要な人員や組織体制を整え、本業務を行うこと。また、区との連絡調整を行い、業務全般の指揮監督にあたらせる業務責任者を置くこと。
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたり、区の事業としての品格を損なわないよう留意すること。なお、事業の実施において、いかなる場面においても自社の宣伝活動は行わないこと。
- (5) 再委託については原則禁止とする。ただし、事前に区の承認を得ることを条件に、業務の一部を再委託することができるものとする。
- (6) 受託者は、受託した業務の遂行上、発生した損害については、過失、故意を問わず賠償責任を負うものとする。
- (7) 受託者は、受託した業務の実施にあたっては受託者の責任の下に実施し、履行中に起きた事故等についての責は受託者が負うものとする。（保険等に加入する事が望ましい）
- (8) 本契約の履行に際して取得した個人情報については、関係法令及び本契約の定めに従い、第三者への漏えい、滅失、毀損等が生じないよう、適正な安全管理措置を講じること。なお、個人情報の取扱いに関しては、「業務委託における個人情報保護の取扱いに係る申出書」に基づき、適切に対応すること。
- (9) 契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (10) 新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。
- (11) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (12) 感染症予防対策を講じて、本業務を実施すること。
- (13) 新宿区公契約条例に基づく労働環境の確認に関する特記事項を遵守すること。
- (14) 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じたときは、必要な都度、受託者及び区双方の協議のうえ定めるものとする。
- (15) 受託者は、本事業の実施にあたって、この契約書の条項に基づく区の指示に従うものとする。

9 特記事項

別紙、特記事項を遵守すること。